

法務省管警第163号

平成30年8月24日

入国者収容所長 殿
地方入国管理局長 殿
地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局警備課長 君塚 宏

送還忌避者縮減のための重要業績評価指標の作成について（通知）

入国管理官署の警備関係部門では、様々な送還忌避者対策を行っていることと承知しているところ、今般、送還忌避者縮減のための重要業績評価指標を作成することとしたので、各月末現在の送還忌避者減少のための重要業績評価指標（別添1）を作成の上、翌月10日までに当職宛て（扱い：執行係）入管WANメールで報告願います。

添付物

- | | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 送還忌避者縮減のための重要業績評価指標 | 1部 |
| 2 | 送還忌避者縮減のための重要業績評価指標の作成について | 1部 |

送還忌避者縮減のための重要業績評価指標の作成について

送還忌避者を縮減するため、法務省入国管理局警備課（以下、「本省警備課」という。）において設定した縮減目標について、入国管理官署は、各項目ごとに毎月の縮減目標値を設定し、その目標値に向かって業務遂行する。目標値が達成できない場合については、その原因を分析の上、目標値が達成できるように業務の見直し等を行い、最終的に全国の送還忌避者を縮減することを目的とする。

1 報告事項等

別途、本省警備課から提示された送還忌避者縮減目標について、入国管理官署は各項目ごとに縮減目標値を設定し、本省警備課に報告する。

毎月10日までに先月末の達成数等（別添1の送還忌避者縮減のための重要業績評価指標）を本省警備課に報告する。また、2（2）の各項目ごとに目標値を達成できた要因（達成できなかった要因）を分析し、翌月以降の業務に反映させる。

本省警備課は、入国管理官署からの報告を受けて集計の上、入国管理官署に情報共有する。

2 報告項目

（1）月末現在の送還忌避者数（被退令仮放免者・被収容者別）